

2. 日本の父親の歴史的変遷(その2)

— 文献における江戸時代～昭和初期の父親 —

嘱託研究員 窪 龍子 (和泉短期大学)
研究第2部 齊藤 幸子
嘱託研究員 高野 陽 (国立公衆衛生院)

1. はじめに

現代の父親像を明らかにするために、前報に引き続き、文献を通して、江戸時代から昭和初期までの父親像について概観した。この時代の父親は、江戸時代からの儒教の影響で、一般に「厳しい父親」と考えられているが、父親のありかたは、決して一様ではない。

2. 江戸時代(1569～1867)の父親

三百年にわたる江戸時代は、その時々により社会的経済的状况は異なる。幕府は、封建的秩序の維持のため、儒学のうち朱子学を官学としたが、陽明学、神道、水戸学、漢学、洋学、国学、心学なども学ばれていた。また士農工商の四民の他に、公家、神官、僧侶、山伏、学者、医者など人々に影響を与えた身分や、賤民もあった。

(1) 武士階級における父親

武士の子は三民の上に立つ選ばれた者として、文武両道の教育を受けた。幼少時は養育係や両親によって、後には藩学校、郷学校、漢学塾、武芸の道場などへ通った。

① 徳川家康「東照宮御遺訓(1616)」;「父子間の滞は、皆、家人(家臣)により起こるなり。子供養育の事は、ただ家人にあるぞ。付け置く人を吟味仕し(略)父子の中はむつまじくして、かざる事なかれ。家人、忠義だてにて、父子の中をそこなうものぞ。何事も具に聞きて心底におさめ、思案工夫して、その上にて異見を加え給え」
② 稲葉迂斎「幼児輔佐の心得(1736)」, 上杉鷹山「輔儲訓(1775)」, 藜養訓(1796)等は世子の補導の心得を示している。身分の高い武士のための教育論は、養育係に向けたもので、父親は直接子どもを教育していない。

(2) 武士以外の父親

この時代の父親像を明らかにするために、職業構成比の約8割を占めた農民のそれを解明する必要があるが、

農民出身者の著した教育論は少ない。農民は、江戸時代初期には、学問は本業の妨げになるといって禁止されたが、のちに忠孝の志を起す必要性ありとされて、寺小屋や教諭所、郷学校に通うことが奨励された。農民自身も、貨幣経済の影響を受けて、最低限の読み書きの必要性を自覚するに至る。家庭教育や寺小屋の後には、若衆組、若衆宿、五人組制度などによって、社会的訓練がなされた。商工にあたる町人の子どもの教育は、5, 6歳から寺小屋へ通わせ、10～13, 4歳になると商人は丁稚奉公に、職人は他人の親方の元へ弟子入りし、20歳位まで厳しい職業訓練を受けた。この時代の四民の親に向けて書かれた育児書、教育書には、子どもがかわいいのは親の自然な気持だが、子どもは教えなければ立派には育たない、それをしないのは親の責任だという主旨のごとが述べられている。しかし、親の子どもに対する接し方については、二通りある。一つはあくまでも厳しくしつけるのを良しとし、もう一つは穏かに諭すのを良しとしている。

1) 厳しくしつけるのを良しとする教え

① 貝原益軒「和俗童子訓(1710)」;「父たる者、威ありて恐るべく、行儀ありて手本になるべければ、子たるもの、恐れ慎みて、行儀正しく、孝をつとむ故に父子和睦す」子どものわがままや私欲をゆるしてはならない、子どものいうなりになっていると、父母に甘えておそれなくなり、兄をないがしろにしたり、家人を苦しめたり、人を侮ったりするようになる。これは大きくなっても直らない。子どもは、もし年長者の責めを受け、怒りにあっても、決して怒ったり恨んだり、口答えをしたり、顔色に出したりしてはならない。その責めを、おそれ慎んで聞き、受けるのが父兄に仕える礼である。

② 香月牛山「小児必用養育草(1703)」;「世間の父母、その子の愛著にひかれて、わが子は何事もよきとばかり思えて、誉めそやし姑息をもて育つる類の者多し。かく姑息をもて育ちたる児は、地下がかりの風とて、極めて悪して風俗となるなり」

- ③ 常盤貞尚は、農民に封建社会内で分量(身分)の違いを教え守らせるため、関東各地を巡講した。「民家分量記(1721)」;「不幸の咎は、親に七つ、子に三つ。地堅ければ種美なり、父厳しければ子孝なり。娘も氣隨を知らず」。後編「民家童蒙解(1734)」;「父厳にして子孝」
- ④ 農家生まれの儒者、小町玉川が、四民の日常の行い、諸事業の方法などを説いた「自修編(19世紀初頭)」;「父子の道は天道なり。父慈悲の心をもって子を育するは、これ父の道なり。愛に二つあり。姑息の愛あり、正道の愛あり。婦人女子の愛を姑息という。父は父の道を尽くすべし。その道を尽くすときには、あに不孝の子あらんや。父子の間は恩愛を主とす。父子ともに室に居る。父の行状、ことごとく道によるものにも非ず。その子、これを見て父の非を咎むるの心生ず。また見在に諫めをいれる事も有り。これ、父子の間は道の行われざるものなり。ここを以て、良師友に託して教えを受けしむ」
- ⑤ 中村弘毅の「父子訓(1811)」は、四民が職業に励むこと、年齢ごとに教えるべき内容、父親の心得などを述べたもの;「人の父としては慈に止まる。親たる人は子を教え、まことの人となすべきなり。これを父の慈という。父、父たらざれば、子、子たらざる理なり」
- ⑥ 大蔵永常(農家出身の農学者)の「民家育草(1827)」は富裕な民家の心得を記している;「全く幼少の時、療治を加え、油断なく厳しく育つる事、第一の教えなり」

2) 穏かに諭すのを良しとする教え

- ① 山鹿素行「山鹿語類(1663-65)」;「父子の道は天道なり。父の子における、極まり無き愛憐あるを以て、大小事巨細の事まで、子の作法の残るところなからんことを欲して、何事をも切諫厳しく戒むる時は、父子の間必ず隔心出来て、事をかくし偽る事になり行くものなり。子幼稚の間は、己れが父を以下天下の大富人・大貴人、才知・徳業、父にこゆるものあらざると思うがゆえに、視聽言動、各々父を手本といたすものなり」「唯、常にゆるやかに教え、おもむろに化しめんことを専らとすべきなり」

父は慈の心でなければならない、子どもの出来が良くても悪くても捨てたりしないのが父子の間である。子どもの生質はいろいろあるものだし、父と子は年齢差があるのだから、子が親と違うのは当たり前。父親に才知があると子どもが何をしても気に入らず、完全を求めて、戒を厳しくしたりすると、父子の間で恨んだり、憎んだりするようになる。また心も離れて、隠し事をするようになる。一方、父が好勝手なことをして、世の中の謗を受けたら、子どもがどんなに迷惑を受け苦労するかを考えなければならない。子どもが悪いことをすれば、親は

折檻するが、子どもは親に対して諫めたりはできないものである。親は身を慎まなければならない。

- ② 江村北海「授業編(18世紀半ば)」;「さて書を授くるに、父兄の膝もとへ引きつけて、厳格にさづけ、覚えぬときは呵りもし、或いは打ち叩きもするは、悪しき教えかたというにはあらねども、余はさ様にするを好まず。およそ小兒二、三歳の頃より、みやげを遣わずに二、三度に一度は、世にいう絵草子を求め帰りてつかわす。小兒の頃より、書をすき好む心を養い立つる。」
- ③ 手島堵庵「我つえ(1759)」;「愛するに簡違ひある事多し。さればとて、きびしくするは猶よろしからず」
- ④ 林子平「父兄訓(1786)」;「師弟を教ゆるには、十六歳以上は天下に通行しても独道のなる様に心懸けよということ、よくよく教ゆべし。道を知らざる父の、その子を取りあつかうに二つあり。一つは、ただ愛しに愛するのみ。また一つは折檻して叱り敵くことのみ」
- ⑤ 柴田彦三郎「世わたり草(1788)」;「親子は愛敬いで愈らず、身を修め、家を齊うを以て務めとすべしと聞けば、忽なれば子孫の榮えも心もなし。さればとて、厳しすぎれば心そむく。唯しづかに道理を教ゆべし」
- ⑥ 脇坂義堂「撫育草(1803)」;「幼稚の者を養育するは、威厳しくするがよろしき、と申す人の候。これも一理ある尤もの事に候えども、やはり温和にそだつる方に及くはなしと存じ候」

3. 明治時代(1868~1912)の父親

明治維新によって新しい時代を迎えたが、新政府は富国強兵を大綱とし、儒教の精神である「忠孝」を柱に、1890年(明23)には教育勅語を、1898年(明31)には家族法を、1904年(明37)には国定修身教科書を制定した。従って、儒教的精神で子どもを育てた父親は多かったと思われるが、その教えを批判する者もあった。一方、西洋の影響で、子どもを理解しのびのびと育てようとした父親もあった。

1887年(明20)、植木枝盛は「育幼論」で、「子供は親の育て方によって、どのようにでもなる」と説いたが、儒教的教えに批判的である¹⁾

1901年(明34)発行の「家庭の教育」⁵⁾には、さまざまな父親論、教育論が述べられている。江原素六は「余り放任でも困るが規則づくめなもの却って幼年の発達を阻害する」と述べ、大日本中学校校長の杉浦重剛は「今の社会は過渡時代であるから、封建時代の武士気質でもいけず、少しは当世風にも育てねばならぬ」と言い、副島枢密顧問は「総じて子供の育て方は、その性質によって

趣を異にしなければならず、厳にしたからと言って善くなる訳のものでもなく、だうも此々と鋳型のやうにはしにくいものである」など、断言できない例も多い。

また西洋の影響で、新しい母親教育の必要性が言われ、育児の第一の責任者としての母親が認識され始めた。

有地は、明治大正期から今日言われるような「父親不在」はあったと指摘した⁸⁾が、父親に対する批判も種々あった。「家庭教育のために一夫一婦制を主張し、夫が妻に対する待遇法を改めたい」「家庭教育の主導権は父親が握るべきで父親はもっとしっかりしなければならない」「我国では昔は厳格であったが今日では段々いけなくなった」「よしや妻女に淑徳ありとも、よしや其子の伶俐なりとも、妾を蓄えて放蕩を戒め、盃を含みて禁酒を説くが如きは、将来何の益あらんや」「良夫賢父の教育が全くないのは片手落ちだ、家庭では夫婦と子どもの三者が和合することが大切だ」等である。⁹⁾

このような社会的な変動期にあっても、江戸時代と同じく、寛厳二通りの父親論、教育論があった。

(1) 儒教の精神を具現し厳しいことをよとする父親⁵⁾

① 谷子爵児孫に厳なること「家庭の躰け方と三軍を叱咤すると同じ流儀の遣り方なり」

② 郁文館中学校長棚橋一郎氏の家庭に関する意見並に実行の事「近頃或る学者は堂々と貝原益軒の女大学を攻撃して従順なる女子を奨励し、また或る学者は別に新案倫理とかいふものを主張して乱雑極まる家庭の教育を愈々乱雑ならしめんとて居る。今日日本の家庭として最も採り易いのは矢張り儒道でこれに少しばかり体育衛生を斟酌したらそれで充分だらうと思われる」

③ 内藤耻叟翁行儀作法を教育の骨髄と為せる事「翁は水戸学の遺風を継承し、其教育主義も又儒学に則り、従って今の少年子弟が師長に対して礼なく、長幼貴賤の別正しからざるを嘆じ、教育の第一の精神は彼の朱子の小学に所謂洒掃應對坐臥進退の節に在りと為す」

④ 尾崎顧問長官上尊敬を旨とせる談話の事「先づ第一に尊長を敬しむるこれが大事。(そうでなければ) 孝養といふ人倫の大一義をも忘れて了ひ、忠君愛国の思想もお留守になって了ふ。女子教育は柔順の道を教えるのが肝要」

⑤ 前熊本縣知事富岡敬明氏の家庭「一門の幸福人の羨む所なるが、元より武士気質の人なれば方今の開化風とは大いに其趣を異にする」

⑥ 岸田吟香翁が家庭と風俗に対する意見の事「全体子供の育て方は寛にするより厳にする方がよいやうに思ふ」

(2) 自由ののびのびと育てるのを良しとする父親¹⁾

① 福沢諭吉の「福沢諭吉子女之伝」(1876~78頃)には

「養育の法、厳刻ならずして常に親愛を主とし、生来何等の事情あるもかりにも打擲したることなし。唯言葉にて叱るか、或いは甚だしき不従順なる箇条あれば稀に暗室に入るの罰あるのみ」とある。

② 尾崎行雄氏児に優しき事「氏は威儀堂々、態度狂重たる所を見れば実に済したるものなり。されども住いて其家庭にありて家族と團欒せるの状を窮へば、全く異なる人にて、令息令嬢等と共に相戯れて毫も気取れる所を見ず」

③ 教育家久保田謙氏放任主義を取れる事「氏の其子を教育するや頗る寛大、敢て之を厳督せず。氏は友人は十分選択せしむるも、一旦害なしと認めたる上は其意に任して聊かもその交友を阻む事なし」

④ 石黒忠感¹⁰⁾家庭に関する談話の事「唯夫婦で日常行ふ所の事を、自然¹¹⁾に直に見もし聞きもさせて其を習慣とせしむる迄の事である。人世普通の楽しみといふものは一家仲よく団欒して、和氣家に充ちてゐるのより楽しいことあるまいと思ふ」

⑤ 長與専齋翁¹²⁾を戒むる事「私の育て方は、執かと云うと、些と甘い方である。厳父慈母と云うから父は嚴格の方が当然であらうが、又親しみが關けるやうでも可けん。私は常に子供を集めて、親の前で遠慮なく思ふ所を云はして、所存なことをさせるやうに仕向けている」

4. 大正時代(1912~1926)の父親

明治時代に制定された家族制度は、資本主義の世の中の流れ、西洋の家庭のあり方に対するあこがれ等によって徐々に崩れ始め、自由な気風の大正デモクラシーと呼ばれた時代が到来した。しかし、同時に第一次世界大戦米騒動、関東大震災なども起こっている。

東京女子高等師範学校付属幼稚園内プレーベル会によって、1901年創刊された「婦人と子ども」(後に「幼児と教育」と改題)は、母親に良妻賢母を勧める記事が中心であったが、民主的な父親についての記事もある。1911年(明44)から1916年(大5)まで「若き父」の匿名で、我が子の観察記録が連載された。1920年発行の同誌(第20巻第5号)では、内務書記官田子一民が「良夫賢父」を求め、1922年(第22巻第6号)誌では、東京市視学佐々木吉三郎が「子どもを了解することが親たるつとめ」といっている。1922年の「三人の父」という記事は、幼稚園教諭が観察した記録である。教育熱心な二人の父親は兄弟であるが、その教育方針は、早教育と自然主義に分かれ、お互いに譲らないというものである。二人の父親の考え方が両極であっても、儒教的精神で子どもを律しようという姿勢は見られない。

高島平三郎編集「児童研究」の1914年発行の第17巻第1号第5号には、「家族全員がお互いに思いやりの心を持たなければならない。子どもを厳格に叱るというようなことは努めて避けるがよい」とある。

このように、大正期は、民主的な子育て論が盛んに述べられ、父親は厳しくあれという主張は目立たなくなり、子どもを理解することが大切とされた時代である。

5. 昭和初期・戦前（1926～1945）の父親

世界恐慌が日本にも波及すると、時の政府はその経済的活路を中国大陸への進出に求めた。世の中は、軍国主義への道を歩み始めたのである。そこで必要とされたのは、国家のために教育された、お国のための子どもである。政府は、「家庭教育振興に関する件」という訓令を出し、国運を伸長するために、特に母親に子育ての責任の重さを強調して、父親を戦場に送り出せる下地作りをした²⁾

多くの人々は「忠孝」の精神に逆戻りしていったが、軍国主義に染まろうとしない父親もいた。さらに、家庭教育の第一責任者でなくなると、子どもに対する愛情を率直に表現できるのか、大変甘い父親もいたようである。

(1) 軍国主義をよしとする考え方

① 榎崎浅太郎（昭8）「東洋の盟主として正に東亜に雄飛せんとするの意気と希望に燃えている」「あばら屋であろうと衣食に不足があらうと幼児は父母を中心とする家庭の環境の下で、就中母の至愛の懷で養育すべきである」⁹⁾

② 「幼児と教育」第41巻8・9号（昭16）には、12の幼稚園のうち8園が、皇国民の精神を養うことを目的としたとある。

③ 後藤岩男（昭17）「子どもは現代においては『教育されるべきもの』として『国家の子供』として発見された」¹⁰⁾

(2) 軍国主義に関係なく自由な考え方の父親

① 松本亦太郎（昭6）「子女は天より父母に信託されたもの」「自分の子女が善い人間性、真の人間性、美しい人間性を体現する人になって呉るれば満足」¹¹⁾

② 奥平英雄（昭6）「子にまことに愛されない父親は、何の目的を以て、何の楽しみを以て現代の生活苦に處するのでせう。子は母の愛のみにて育つものではなく、父は子の愛なくしては到底円満に生き得ない」¹²⁾

③ 波多野完治（昭15）「廿年程前に私共が親に育てられたときは、私共は親をこわいものとして大きくなったものでした。父親はことにさうでした。父親は廿年のうちに途方もなく甘くなって居ます。今日では叱るのは母親であって父親ではない。父親は唯可愛がる丈です」¹³⁾

6. 結 論

江戸時代から昭和初期までの父親像の変遷について、文献により概観した。育児書や教育書は当時の父親の姿をそのまま描いているものではないが、思想的に儒教色の強かった江戸時代においても、具体的な子育て論に注目してみると、厳しさを良しとする者、良しとしない者とがあって、「昔の父親は厳しかった」と一言では片付けられない。しかし、「婦女子の愛は姑息」という儒教の教えがあったためか、家庭教育の責任者は父親（家長）であるとの認識はあったと思われる。

明治時代に入って、儒教的教えが一挙に人々の間から消えたわけではないが、世の中は大きく変わった。有地のいう「明治大正期からの父親不在」となった理由には次の三つが考えられる。

- (1) 固定した身分制度が崩壊して、職業の世襲制も崩れ、父親が子どもに職業教育を行う必然性が減少した。
- (2) 母親のための女子教育が進み、また軍国主義の要請によって、母親が家庭教育の主導権を握り始めた。
- (3) 学校教育の普及により家庭教育の責任が軽減された。

以上のように、父親のあり方はその時代の世相を反映しているが、儒教の影響を強く受けた時代にあっても、さまざま父親が存在し、決して「厳しい父親」ばかりではなかったのである。

参考文献

- 1) 山住正巳他編注「子育ての書」1～3巻、平凡社、1976
- 2) 石川松太郎他編「日本子どもの歴史」3～6巻、第一法規出版、1977
- 3) 佐々木孝次「父親とは何か」講談社、1982
- 4) 中根千枝『父権の基礎と役割』「オヤジー-父なき社会の家族」ダイヤモンド社、1974
- 5) 読売新聞社編「家庭の教育」伊藤文友館、1901
- 6) フレーベル会「婦人と子ども」第2～41巻、1902～1941
- 7) 高島平三郎編「児童研究」第17巻、1914
- 8) 有地 亨「日本の親子二百年」新潮社、1986
- 9) 榎崎浅太郎「日本教育的心理学」藤井書店、1933
- 10) 後藤岩男「現代心理学と児童研究」厚生閣、1942
- 11) 松本亦太郎「父母の態度」先進社、1931
- 12) 奥平英雄「父と子の映画」『幼児と教育』第35巻3号 1935
- 13) 波多野完治「子供の気持」第一公論社、1940
- 14) 馬場謙一他編「父親の深層」有斐閣、1984
- 15) 松本 滋「父性的宗教母性的宗教」東京大学出版会、1987